

て（以下この項において「株式の分割等」という。）に係る取締役会の決議（同法第十二条第十二号に規定する委員会設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。）又は同法第四百六十六条の規定による同法第二十条第二十号に規定する単元株式数（以下この項において「単元株式数」という。）の変更に係る株主総会の決議若しくは同法第九十五条第一項の規定による単元株式数の変更に係る取締役会の決議に基づき平成五年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に作成する株券のうち、次に掲げるもの（当該株式の分割等の日又は単元株式数の変更の日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

一 発行済株式の総数から会社法第十三条第四項に規定する自己株式（以下この号において「自己株式」という。）の数を控除した数の二分の一に相当する数以上の自己株式以外の株式を増加させる株式の分割等（当該株式の分割等に併せて単元株式数を増加させる株式の分割等にあつては、政令で定めるものに限る。）により、その株主の有する株式の数に応じて新たに発行する株券

二 単元株式数の変更（単元株式数を二分の一以下に変更する場合に限るものとし、当該変更と併せて株式の併合を行う場合を除く。）により、その株主から提出された株券と交換するために新たに発行する株券

三 第一号に規定する株式の分割等又は前号に規定する単元株式数の変更により、新たに一株又は単元株式数となることに伴い発行される一株の株券及び単元株式数の株券

2| 金融商品取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十一条に規定する優先出資の発行者である同法第二十一条に規定する協同組織金融機関が、平成十五年一月一日以後に行われた同法第十六条第二項の規定による優先出資の分割に係る普通出資者総会の決議に基づき平成十五年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に作成する優先出資証券のうち、発行済優先出資の総口数の二分の一に相当する口数以上の新優先出資を発行する優先出資の分割により、その優先出資者の有する優先出資の口数に応じて新たに発行する優先出資証券（当該優先出資の分割の日の属する事業年度において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

3| 前二項の規定は、第一項各号に掲げる株券又は前項に規定する優先出資証券に該当することにつき財務省令で定めるところにより当該株券又は当該優先出資証券を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出たもので、かつ、財

務省令で定める表示がされたものに限り、適用する。

(利子税の割合の特例)

第九十三条 省 略

2 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各分納期間の延納特例基準割合（各分納期間の開始の日の属する月の二月前の月の末日を経過する時における前項に規定する商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該分納期間においては、当該利子税の割合に当該延納特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

一 省 略

二 第七十条の六第三十七項第三号

三 第七十条の八の二第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）

四 六 省 略

3 省 略

4 第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項並びに第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の二第二十三項（第七十条の七の四第十四項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 省 略

(事務の区分)

第九十八条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県

第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第

(利子税の割合の特例)

第九十三条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 第七十条の六第三十三項第三号

三 第七十条の八第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）

四 六 同 上

3 同 上

4 第七十条の四第二十九項及び第七十条の六第三十五項に規定する利子税の年六・六パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の年六・六パーセントの割合に当該特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 同 上

(事務の区分)

第九十八条 同 上

同 上

第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第

	市町村
三十一條の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四條の二第二項第十二号及び第十四号並びに第三十七條第一項の表の第十二号の上欄に規定する指定の事務、第六十二條の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三條第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五條の四第一項第十二号及び第十四号並びに第六十五條の七第一項の表の第十三号の上欄に規定する指定の事務、第六十八條の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十條の四第三十五項（第七十條の六第四十項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務	第二十八條の四第三項第七号イ及びロ、第三十一條の二第二項第十五号ニ、第六十二條の三第四項第十五号ニ、第六十三條第三項第七号イ及びロ並びに第六十八條の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十條の四第三十五項（第七十條の六第四十項において準用する場合を含む。）及び第七十條の四第三十六項（第七十條の六第四十一項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

	同上
三十一條の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニに規定する認定の事務、第三十四條の二第二項第十二号及び第十四号並びに第三十七條第一項の表の第十二号の上欄に規定する指定の事務、第六十二條の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ並びに第六十三條第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五條の四第一項第十二号及び第十四号並びに第六十五條の七第一項の表の第十三号の上欄に規定する指定の事務、第六十八條の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十條の四第三十項（第七十條の六第三十六項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務	第二十八條の四第三項第七号イ及びロ、第三十一條の二第二項第十六号ニ、第六十二條の三第四項第十六号ニ、第六十三條第三項第七号イ及びロ並びに第六十八條の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十條の四第三十項（第七十條の六第三十六項において準用する場合を含む。）及び第七十條の四第三十一項（第七十條の六第三十七項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

〔阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正〕

第六条 〔阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律〕平成七年法律第十一号〕の一部を次のように改正する。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

第十六条 省 略

2 省 略

3 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年（同項に規定する特例適用年をいう。）において、再建住宅借入金等の金額（同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限り。以下この項において同じ。）及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の同法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等若しくは同法第五項に規定する認定長期優良住宅の新築等（以下この項において「他の住宅取得等」という。）に係る同条第一項に規定する住宅借入金等（当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年若しくは同法第三項に規定する特例適用年又は当該他の住宅取得等をした同法第五項に規定する認定長期優良住宅に係る同項に規定する長期優良住宅特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。）の金額又は同法第四十一条の三の二第二項若しくは第四項に規定する住宅の増改築等に係る同法第一項若しくは第四項に規定する増改築等住宅借入金等（当該増改築等をした家屋に係る同法第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「増改築等住宅借入金等」という。）の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項各号及び前項の規定にかかわらず、当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額（当該他の住宅借入金等の金額のうちに、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十八条第二項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例適用住宅借入金等（以下この項において「特例適用住宅借入金等」という。）の金額が含まれるときは、当該特例適用住宅借入金等の金額又は当該特例適用住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第三項の規定により同法又は同法第四十一条の

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

第十六条 同 上

2 同 上

3 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年（同項に規定する特例適用年をいう。）において、再建住宅借入金等の金額（同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限り。以下この項において同じ。）及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の同法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（以下この項において「他の住宅取得等」という。）に係る同法第一項に規定する住宅借入金等（当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年又は同法第三項に規定する特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。）の金額又は同法第四十一条の三の二第二項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る同法第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等（当該増改築等をした家屋に係る同法第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「増改築等住宅借入金等」という。）の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項各号及び前項の規定にかかわらず、当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額（当該他の住宅借入金等の金額のうちに、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十八条第二項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例適用住宅借入金等（以下この項において「特例適用住宅借入金等」という。）の金額が含まれるときは、当該特例適用住宅借入金等の金額又は当該特例適用住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第三項の規定により同法又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等（以下この項において「特例住宅借入金等」という。）の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当

二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等（以下この項において「特例住宅借入金等」という。）の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する長期優良住宅借入金等（以下この項において「長期優良住宅借入金等」という。）の金額が含まれるときは、当該長期優良住宅借入金等の金額又は当該長期優良住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）又は当該増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

4 省 略

5 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、同法第四十一条第一項中「十年間（同日（以下この項、次項及び次条において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び次条において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日」とあるのは「六年間の各年（同日」と、同条第八項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「六年間」と、同条第九項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「六年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十一項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「六年間」と、同法第四十一条の二の二第一項中「（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する」とあるのは「の属する」と、「八年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）」とあるのは「四年内」と、「同条第一項の」とあるのは「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、「九年内（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十四年内）」とあるのは「五年内」と、同条第五項中「居住日」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供し

当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）又は当該増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

4 同 上

5 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、同法第四十一条第一項中「六年間（同日（以下この項、次項及び次条において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び次条において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。）の各年（当該居住日」とあるのは「六年間の各年（同日」と、同法第四十一条の二の二第一項中「（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する」とあるのは「の属する」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。）」とあるのは「四年内」と、「同条第一項の」とあるのは「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、「五年内（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十

た日の」と、「八年内」〔居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で第四十一条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内〕とあるのは「四年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

6 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第十七項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

二年である場合、当該居住日が平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には九年内とする。」とあるのは「五年内」と、同条第五項中「、居住日の」とあるのは「、第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日の」と、「四年内」〔居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で第四十一条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。〕とあるのは「四年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

6 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第十二項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 省 略

三の二 附則第三十三條(第四項第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定
平成二十一年四月一日

四 第八條中租税特別措置法第九條の三第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、同條の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の十の二第二項の改正規定(「第三十七條の十一の五」を「第三十七條の十一の六」に改める部分に限る。)、同法第三十七條の十一の三第一項の改正規定(「第三十七條の十一の五」を「第三十七條の十一の六」に改める部分に限る。)、同條第三項第一号の改正規定(「この條及び次條」を「この條、次條及び第三十七條の十一の六」に改め、「これらの契約」の下に「及び第三十七條の十一の六第四項第一号に規定する上場株式配当等受領委任契約」を加える部分に限る。)

、同條第七項の改正規定、同條第十一項の改正規定、同法第三十七條の十一の四第一項の改正規定及び同法第三十七條の十一の五の次に一條を加える改正規定並びに附則第四十四條第二項及び第三項並びに第四十六條の規定並びに附則第九十三條中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の改正規定(同條第十四項及び第二十項に係る部分を除く。)
平成二十二年一月一日

五 九 省 略

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十二條 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により上場株式等

附 則

(施行期日)

第一条 同 上

一 三 同 上

四 第八條中租税特別措置法第九條の三第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、同條の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の十の二第二項の改正規定(「第三十七條の十一の五」を「第三十七條の十一の六」に改める部分に限る。)、同法第三十七條の十一の三第一項の改正規定(「第三十七條の十一の五」を「第三十七條の十一の六」に改める部分に限る。)、同條第三項第一号の改正規定(「この條及び次條」を「この條、次條及び第三十七條の十一の六」に改め、「これらの契約」の下に「及び第三十七條の十一の六第四項第一号に規定する上場株式配当等受領委任契約」を加える部分に限る。)

、同條第七項の改正規定、同條第十一項の改正規定、同法第三十七條の十一の四第一項の改正規定及び同法第三十七條の十一の五の次に一條を加える改正規定並びに附則第三十三條(第四項第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第四十四條第二項及び第三項並びに第四十六條の規定並びに附則第九十三條中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の改正規定(同條第十四項及び第二十項に係る部分を除く。)
平成二十二年一月一日

五 九 同 上

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十二條 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により上場株式等

に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の七に相当する額とする。

25 省 略

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第三十三条 省 略

2 新租税特別措置法第九条の三の場合において、同条各号に掲げる配当等が平成二十一年四月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同条の規定の適用については、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の七に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 七万円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額

25 同 上

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第三十三条 同 上

2 平成二十一年一月一日から同年三月三十一日までの間に所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者又は内国法人若しくは外国法人が支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の三第二項に規定する配当等については、同項の規定は、なおその効力を有する。

3 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（以下この条において「経過期間」という。）内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等（以下この条において「上場株式等の配当等」という。）に係る新租税特別措置法第九条の三の規定の適用については、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

4 経過期間内の各年に前項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき次に掲げる上場株式等の配当等の額の合計額が百万円を超える場合には、その年における第一号及び第二号に掲げる上場株式等の配当等の額に係る配当所得の金額については、新租税特別措置法第八条の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 前項の規定の適用を受けた上場株式等の配当等（その年中に同一の支払者から支払を受けるべき上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして政令で定めるものを除く。）の額（次号及び第三号に掲げる金額に該当す

3| 前項の規定は、新租税特別措置法第四条の二第九項又は第四条の三十項の規

るものを除く。)

二 附則第四十六条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(その者が二以上の源泉徴収選択口座(新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この号において同じ。))において源泉徴収選択口座内配当等(附則第四十六条第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この号において同じ。))を有する場合)には、それぞれの源泉徴収選択口座において有する源泉徴収選択口座内配当等(の額のうち、当該源泉徴収選択口座における同条第三項第二号に定める少額配当等以外の配当等の額の総額から同条第二項各号に掲げる金額を控除した残額(次号に掲げる金額に該当するものを除く。))

三 附則第四十六条第四項の規定により新租税特別措置法第八条の五第一項及び第二項の規定を適用しないものとされた附則第四十六条第四項各号に定める金額

四 国外で支払われる上場株式等の配当等その他の政令で定める上場株式等の配当等の額

5| 経過期間内に第三項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等が次の各号に掲げる配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。次項において同じ。))である場合における前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 新租税特別措置法第八条の三第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等につき同条第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合における当該国外投資信託等の配当等 当該国外投資信託等の配当等の国内における同項の支払の取扱者から交付を受けるべき同項の金額を前項の支払を受けるべき配当等の額とみなす。

二 新租税特別措置法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等につき同条第二項の規定により所得税が徴収されるべき場合における当該国外株式の配当等 当該国外株式の配当等の国内における同項の支払の取扱者から交付を受けるべき同項の金額を前項の支払を受けるべき配当等の額とみなす。

三 新租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等につき同項の規定により所得税が徴収されるべき場合における当該上場株式等の配当等 当該上場株式等の配当等の国内における同項の支払の取扱者から交付を受けるべき金額を前項の支払を受けるべき配当等の額とみなす。

6| 第三項の規定は、新租税特別措置法第四条の二第九項又は第四条の三十項の規

定により支払があったものとみなされる収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等については、適用しない。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十三条 省 略

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等(以下この条及び附則第四十五条において「上場株式等」という。)の譲渡(新租税特別措置法第三十七条の十の二第二項に規定する譲渡をいう。)のうち新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(新租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新租税特別措置法第三十七条の十第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第一号の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の七に相当する額とする。

規定により支払があったものとみなされる収益の分配に係る配当等については、適用しない。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十三条 同 上

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等(以下この条及び附則第四十五条において「上場株式等」という。)の譲渡(新租税特別措置法第三十七条の十の二第二項に規定する譲渡をいう。)のうち新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(新租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新租税特別措置法第三十七条の十第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- 一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第一号の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。以下この項において同じ。)が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の七に相当する金額
- 二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - イ 三十五万円
 - ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額

5| 前項の規定は、新租税特別措置法第三十七条の十三の二第四項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「第三十七条の十二の二第六項」とあるのは、「第三十七条の十三の二第四項」と読み替えるものとする。

6| 省 略

7| 省 略

8| 省 略

(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置)

第四十五条 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の第三項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等（同条第二項に規定する信用取引等をいう。）に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた同項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に同条第二項に規定する対象譲渡等を行ったときは、当該対象譲渡等により生じた同条第三項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

5| 同 上

6| 同 上

7| 同 上

(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置)

第四十五条 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（以下この条において「経過期間」という。）内に新租税特別措置法第三十七条の十一の第三項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等（同条第二項に規定する信用取引等をいう。）に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた同項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が経過期間内に同条第二項に規定する対象譲渡等を行ったときは、当該対象譲渡等により生じた同条第三項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3| 経過期間内の各年において、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する新租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項の規定を適用しないで計算したその年中の附則第四十三条第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（その者が二以上の同項に規定する源泉徴収選択口座を有する場合には、それぞれその同項に規定する源泉徴収選択口座）において有する新租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項各号に掲げる金額（当該金額の合計額が零を超える場

3| 省 略

(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法第三十七条の十一の六の規定は、同条第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十二年一月一日以後に同項の金融商品取引業者等から交付を受ける同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

4| 同上
合における当該各号に掲げる金額に限る。)については、同条の規定は、適用しない。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法第三十七条の十一の六の規定は、同条第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十二年一月一日以後に同項の金融商品取引業者等から交付を受ける同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)について適用する。

2| 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間(以下この条において「特例期間」という。)内に、新租税特別措置法第三十七条の十一の六第五項の金融商品取引業者等が居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座(新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この条において同じ。)につき次に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、新租税特別措置法第三十七条の十一の六第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その年中に交付をした次項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額として政令で定める金額を新租税特別措置法第八条の三第三項に規定する国外投資信託等の配当等(同条第二項第二号に掲げるものに限る。)、新租税特別措置法第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等又は新租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係るこれらの規定に規定する交付をする金額とみなしてこれらの規定を適用して計算した金額とする。

一 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

二 その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された新租税特別措置法第三

十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る新租税特別措置法第三十七
条の十一の三第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項
の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所
得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額
特例期間内における居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する源

3| 泉徴収選択口座内配当等についての新租税特別措置法第八条の五第一項の規定の
適用は、同条第四項及び新租税特別措置法第三十七条の十一の六第九項の規定に
かわらず、同条第一項の規定により計算されたその年中に交付を受けた次の各
号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等（その者が二以上の源泉徴収選択口座にお
いて源泉徴収選択口座内配当等を有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座
において有する源泉徴収選択口座内配当等。以下この条において同じ。）の区分
に応じ当該各号に定める金額に係る配当所得の金額ごとに行うものとする。

一 その年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一
の支払者から支払を受けるべき新租税特別措置法第八条の四第一項に規定する
上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして政令で定めるも
の（以下この条において「少額配当等」という。） 当該少額配当等の額の総
額

二 その年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外
のもの（以下この条において「少額配当等以外の配当等」という。） 当該少
額配当等以外の配当等の額の総額

4| 特例期間内に第二項の金融商品取引業者等が同項の規定により源泉徴収選択口
座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額の計算上当該居住者又は国内
に恒久的施設を有する非居住者が有する源泉徴収選択口座内配当等の額から控除
した同項各号に掲げる金額につき新租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項
の規定の適用を受けない場合には、新租税特別措置法第三十七条の十一の六第十
項の規定にかかわらず、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各
号に定める配当等の額に係る配当所得の金額については、新租税特別措置法第八
条の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該居住者又は国
内に恒久的施設を有する非居住者が当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉
徴収選択口座において有する少額配当等の額の総額

二 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該
居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該源泉徴収選択口座内配当

2| 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出に関する特例は、政令で定める。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十四条 省 略

2| 新租税条約実施特例法第三条の二第十四項前段の場合において、同項に規定する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等(以下この条において「上場株式等の配当等」という。)が平成二十一年四月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 省 略

4| 新租税条約実施特例法第三条の二第二十項前段の場合において、居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等が平成二十一年四月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

5| 等に係る源泉徴収選択口座において有する少額配当等以外の配当等の額の総額前各項に定めるもののほか、特例期間内における新租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出に関する特例その他同条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十四条 同 上

2| 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間(第四項において「経過期間」という。)内に新租税条約実施特例法第三条の二第十四項に規定する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等(第四項において「上場株式等の配当等」という。)に係る新租税条約実施特例法第三条の二第十四項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 同 上

4| 経過期間内に居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る新租税条約実施特例法第三条の二第二十項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十四条の五の改正規定及び同法第二百二十五条第一項第十三号の改正規定並びに附則第五条第二項の規定

ロ 第五条中租税特別措置法第九条の三の二第一項の改正規定、同法第三十八条に一項を加える改正規定、同法第四十一条の十四の改正規定及び同法第八十四条の五の改正規定並びに附則第三十条第三項及び第六十七条第十一項の規定

ハ 第七条中所得税法等の一部を改正する法律附則第四十六条の改正規定

二 第五条中租税特別措置法第十一条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十四条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の十（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の二十一（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の九十四（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第八十条第一項の改正規定並びに附則第二十七条第三項及び第四項、第四十条第五項及び第六項、第四十六條、第五十六條第五項及び第六項、第六十一条並びに第六十七條第三項の規定 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

三 第五条中租税特別措置法第十一条の六の次に一條を加える改正規定、同法第四十四条の六の次に一條を加える改正規定、同法第六十八条の二十五を削り、同法第六十八条の二十六を同法第六十八条の二十五とし、同条の次に一條を加える改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の二十三、第六十八條の二十四、第六十八條の二十六、第六十八條の二十七」を「第六十八條の二十三から第六十八條の二十七まで」に改める部分に限る。）及び同法第六十八

条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八條の二十三、第六十八條の二十四、第六十八條の二十六、第六十八條の二十七」を「第六十八條の二十三から第六十八條の二十七まで」に改める部分に限る。）並びに附則第二十七條第五項、第四十條第七項及び第五十六條第七項の規定 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

四

第五條中租税特別措置法第十四條第二項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十七條第三項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第六十八條の三十四第三項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第二十七條第九項及び第十項、第四十條第十一項及び第十二項並びに第五十六條第十一項及び第十二項の規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

五

第五條中租税特別措置法第三十三條の四第三項第一号の改正規定、同法第三十四條第二項第三号の改正規定、同法第三十四條の二第二項第二十五号の改正規定、同法第三十四條の三第二項の改正規定、同法第三十七條第一項の表の第十三号の改正規定、同法第六十一條の二第一項の改正規定（「第二條第七項」を「第二條第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の二第三項第一号の改正規定、同法第六十五條の三第一項第三号の改正規定、同法第六十五條の四第一項第二十五号の改正規定、同法第六十五條の五第一項の改正規定（「第六十六條」を「第六十六條の二」に改める部分を除く。）、同法第六十五條の七第一項の表の第十四号の改正規定、同法第六十七條の三第一項の改正規定、同法第六十八條の六十四第一項の改正規定（「第二條第七項」を「第二條第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十三第三項第一号の改正規定、同法第六十八條の七十六第一項の改正規定（「第二條第七項」を「第二條第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十八第一項の表の第十四号の改正規定、同法第六十八條の百一第一項の改正規定、同法第七十條の四の改正規定、同法第七十條の五の改正規定、同法第七十條の六の改正規定、同法第七十條の六の次に二條を加える改正規定、同法第七十條の七第一項の改正規定、同法第三項の改正規定（「同法第三十五項第一号」を「同法第三十九項第一号」に改める部分に限る。）、同法第七十六條第一項の改正規定（「千分の十（平成二十一年三月三十一日までに入入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を「千分の八」に改める部分を除く。）、同法第二項の改正規定（「平成二十一年三

月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第七十七条（見出しを含む。）の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条に一項を加える改正規定、同法第九十三条第二項第二号の改正規定及び同法第九十八条の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に改める部分及び同表の市町村の項中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項）」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条第二項、第三項、第七項及び第八項、第四十三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第五十八条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第六十六条、第六十七条第一項、第六十九条第一項並びに第九十一条（別表第一租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に改める部分及び同項第二号中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第三十七項）」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項）」に改める部分に限る。）の規定

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

六 第五条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第十三号イの改正規定及び同法第六十五条の四第一項第十三号イの改正規定並びに附則第二十九条第四項から第六項まで、第四十三条第三項から第五項まで及び第五十八条第三項から第五項までの規定 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

七 第五条中租税特別措置法第四十一条の七の改正規定 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第一条第三号に定める日

八 第五条中租税特別措置法第七十三条の二第一項の改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日

（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第五条までにおいて「新所得税法」という。）第四十四条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日

「という。」以後に減額される新所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額について適用し、施行日前に減額された第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第五条までにおいて「旧所得税法」という。）第九十五条第一項に規定する外国所得税の額については、なお従前の例による。

（家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置）

第三条 新所得税法第四十五条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終わった行為に係る同号に掲げるものについて適用し、施行日前に終わった行為に係る旧所得税法第四十五条第一項第九号に掲げるものについては、なお従前の例による。

2 前項の場合において、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為に係る新所得税法第四十五条第一項第九号に掲げるもの（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金を除く。以下この項において「外国課徴金」という。）について同条第一項の規定を適用するときは、当該外国課徴金の額のうち当該行為の施行日前の部分に係る金額は、同項第九号に掲げるものの額に該当しないものとみなす。

（外国税額控除に関する経過措置）

第四条 新所得税法第九十五条第一項の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用し、平成二十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十五条第四項の規定は、施行日以後に減額される同条第一項に規定する外国所得税の額について適用し、施行日前に減額された旧所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額については、なお従前の例による。

（告知、支払調書及び支払通知書等に関する経過措置）

第五条 新所得税法第二百二十四条の三第四項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する償還金等の交付について適用する。

2 新所得税法第二百二十四条の五及び第二百二十五条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、新所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で平成二十二年一月一日以後に行われるものについて適用し、旧所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

3 新所得税法第二百二十五条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行

日以後に行う同号に規定する譲渡の対価の支払及び償還金等の交付について適用し、施行日前に行った旧所得税法第二百二十五条第一項第十号に規定する譲渡の対価の支払については、なお従前の例による。

- 4| 新所得税法第二百二十五条第二項の規定は、施行日以後に支払う同項第一号に規定する収益の分配及び同項第二号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものについて適用し、施行日前に支払った旧所得税法第二百二十五条第二項第一号に規定する収益の分配及び同項第二号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものについては、なお従前の例による。
- 5| 新所得税法第二百二十八条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する支払を受ける同項に規定する株式等の譲渡の対価について適用し、施行日前に旧所得税法第二百二十八条第二項に規定する支払を受けた同項に規定する株式等の譲渡の対価については、なお従前の例による。

- 6| 施行日から平成二十一年十二月三十一日までの間における新所得税法第二百二十四条の三第四項、第二百二十五条第一項（第十号に係る部分に限る。）及び第二百二十八条第二項の規定の適用については、新所得税法第二百二十四条の三第四項中「株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割」とあるのは「株式等証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（第二条第一項第十五号の三（定義）に規定する公募をいう。）により行われたものの終了又は一部の解約」と、「同項」とあるのは「第一項」とする。

（外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する経過措置）

第六条 第二条の規定による改正後の法人税法（以下附則第六十条までにおいて「新法人税法」という。）第二十三条の二の規定は、内国法人が施行日以後に開始する事業年度において同条第一項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

（還付金等の益金不算入に関する経過措置）

第七条 新法人税法第二十六条第二項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において減額される同項に規定する外国源泉税等の額について適用する。

- 2| 新法人税法第二十六条第三項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において減額される新法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において減額された第二条の

規定による改正前の法人税法（以下附則第六十条までにおいて「旧法人税法」という。）第六十九条第一項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

（法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入に関する経過措置）

第八条 内国法人が施行日から三年を経過する日以前に開始する各事業年度において附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第六十九条第八項の規定の適用を受ける同項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（同条第九項の規定により同条第八項に規定する外国法人税の額とみなされる金額を含む。）については、旧法人税法第二十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第六十九条第八項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第十二条第二項（外国税額の控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法第六十九条第八項」とする。

（資産の評価損の損金不算入等に関する経過措置）

第九条 新法人税法第三十三条第二項及び第三項の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）が施行日以後に行う新法人税法第三十三条第二項及び第三項に規定する評価換えについて適用し、法人が施行日前行った旧法人税法第三十三条第二項に規定する評価換えについては、なお従前の例による。

2 新法人税法第三十三条第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に旧法人税法第三十三条第三項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入に関する経過措置）

第十条 新法人税法第三十九条の二の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において受ける同条に規定する剰余金の配当等の額に係る同条に規定する外国源泉税等の額について適用する。

（不正行為等に係る費用等の損金不算入に関する経過措置）

第十一条 新法人税法第五十五条第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施